小児かかりつけ医制度とは

小児かかりつけ制度（小児かかりつけ診療料制度）とは、こども一人ひとりの成長や健康状態の管理から、予防接種、子育てのサポートまで行う身近なかかりつけ医を、各ご家庭で持ちましょう、という国の制度です

当院では、小児かかりつけ診療料制度の届出を行い、当院を継続して受診され同意された患者さんに、子どものかかりつけ医として、以下の診療を行っております
また、厚生労働省の通達に基づき、機能強化加算を算定しております

＊ 風邪や腹痛など急な病気や体調不良の際にかかりつけ医として診察を行います
＊ アトピー性皮膚炎や喘息、アレルギー性鼻炎などアレルギー性の病気の診察、病状管理を行います
＊ 便秘や夜尿症などの慢性疾患の治療やスキンケアなど日頃の健康管理に関する相談を行います
＊ 予防接種や乳幼児健診の受診歴を確認し、接種スケジュールの提案、見直しを行います
＊ 乳幼児健診の実施および健診結果に基づいて発達発育、生活に係る相談や指導を行います
＊ 病状に応じて専門的な治療が必要な場合、基幹病院や専門医療機関への紹介を行います
＊ 夜間・休日等の緊急時の対応方法に係る情報提供を行います
（なお、電話での対応が困難な場合は、夜間休日診療所等をご利用下さい）

小児かかりつけ医の登録の条件

＊ 6 歳未満の方（小学校にあがる 3 月 31 日まで）であれば、どなたでも登録いただけます
＊ 当院に 4 回以上受診歴（予防接種や健診も含む）のある方
＊ 他院でかかりつけ医登録をされていない方
（※登録できる医療機関は 1 箇所のみです 登録後の変更も可能です）

かかりつけ医登録の注意

＊ かかりつけ医登録ができるのはお子様 1 名につき 1 つの医療機関のみです
他の医療機関の受診を制限するものではありません
＊ 当院で登録されていない方もこれまで通り診療いたします
また、他の医療機関への受診も差し支えありません
＊ 登録していただいたお子様を、他のお子様より優先して診療させていただくものではありません

小児かかりつけ医登録の手順

＊ 初回登録時に「小児かかりつけ診療料」に関する同意書へのご署名が必要になります
＊ 登録による特別な窓口負担金の追加はありません

ご希望の方は、ご来院時にかかりつけ登録の説明資料をお渡ししますので、窓口にお申し出ください